

電波有効利用政策研究会（第14回）議事要旨

- 1 日時：平成16年7月15日（木）18：00～20：00
- 2 場所：総務省低層棟1階 総務省第1会議室
- 3 出席者（敬称略）
座長：多賀谷千葉大学学長補佐
池田情報通信ネットワーク産業協会専務理事、宇賀東京大学大学院教授、金子 電子情報技術産業協会専務理事、黒川法政大学教授、高畑早稲田大学教授、築山東京電力(株)顧問、辻井情報セキュリティ大学院大学学長、西谷横浜国立大学大学院教授、半田マイクロソフト(株)技術企画室主席研究員（技術戦略担当戦略担当、古川執行役代理）、森 日本民間放送連盟常務理事、吉野日本放送協会技師長、若尾 電波産業会専務理事、石川(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長、西尾ジェイサット(株)執行役員技術企画本部本部長代行(磯崎代表取締役社長代理)、茂澤東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部設備部課長(佐々木取締役設備部長代理)、中村慶應義塾大学助教授（村井慶應義塾大学教授代理）、中川慶應義塾大学教授、高橋秀夫(社)日本経済団体連合会産業本部長（立花常務理事代理）
《総務省出席者》
有富総合通信基盤局長、竹田電波部長、武内総務課長、稲田電波政策課長、炭田電波政策課企画官、渡邊基幹通信課長、児玉移動通信課長、山内衛生移動通信課長、富永電波環境課長他
- 4 配布資料
資料1 電波利用料制度の見直しについて
資料2 電波有効利用政策研究会 最終報告書 概要（案）
資料3 電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）
（追加配布 欠席された構成員により提出されたペーパー）

5 議事等 (1) 開会

(2) 「電波有効利用政策研究会 最終報告書概要（案）」

資料1及び2について事務局から説明が行われた後、以下のような質疑応答が行われた。

（総務省）出席を希望されていた委員が、本日出席できないので、意見書が提出されています。読み上げさせていただきます。

1. 免許不要局から電波利用料を徴収すべき
免許不要局といえども、経済的価値を有する周波数帯域を占有する以上、相応の電波利用料を負担するのは当然であると考えます。
また、電波監視等の利益も受けていることから、免許不要局にも一定の負担を求めないと、免許局との関係で、公平性に問題が生ずる。
2. メーカー等の代行徴収制度の導入以外効果的な方法はない
免許不要局の電波利用料負担方法については、先に周波数割り当てに伴い必要となる補償費徴収方法について当研究会で論議した趣旨と同様に、当該無線機能を有する機器のメーカーに代行徴収をさせる方法以外に効果的な手段はないと考えます。
実際に無線機能を使用するか否かは明らかではないとの議論には、合理性がない。メーカーがコストをかけて無線機能を付加し、そのコストを負担して当該機能付きの機器を購入している以上、使用を前提とした行動と考えることが自然である。
携帯電話端末も、1台につき年540円を、携帯電話事業者が一括代行支払をすることによって、一般の利用者の支払い事務負担を軽減している。免許不要局も、メーカー等が一括代行支払をすることで一般の利用者の負担が軽減される。

以上

(構成員) 使途については、基準を設けて、それにきちんと照らし合わせて決めるべきだと思います。現行の電波法でも法定されていたと思いますが、当初 73 億円で始まった制度が、10 年で 552 億円まで膨らんでいます。電波利用料は特別会計に近い形で運用されていて、収支が一致しますので、収入が増えるほど支出も増えてしまいます。支出が野放図に増えていく傾向になりますので、やはり使途は基準を設けて限定していく。そうしないと、電波利用料がどんどん膨らんでいくことになってしまうと思いますので、そこを意見として申し上げたいと思います。

(総務省) この 10 年間で携帯電話が増えたから収入が増えて、結果として歳出が増えたというご指摘ですが、総務省としてはそのような見方はしておりません。1985 年時点での無線局数は 380 万局、2002 年 9 月末時点では約 8,000 万局になっており、20 倍以上に増えております。それらに適切に周波数を割当てていかななくてはいけない、こういった中で周波数逼迫への対策事務や、電波監視のための経費が膨大になってきた。そういった歳出を伸ばして電波の適正利用、効率的利用を確保するための事務の増大と、収入とを比べて、必要な査定をした上で、収入が上回る見通しになった際には、3 年に一度の電波利用料の見直しにおいて、適宜料額の引下げを実施しております。また、従来の電波利用共益費用という性格においては、電波利用共益事務としての縛りがあり、かつ現行の電波法では使える使途は原則法定列举という縛りがございます。他方、今回の見直しにおいて、公物占有料として徴収する部分についても、電波利用社会全体の発展に資するよう、具体的な使途については法定列举することで縛りをつけるという構造になっております。

(構成員) 公物占有料としての考え方が示されていますが、これは分かります。また、手数料の要素と公物占有料の性質があるということも理解できます。しかし、こう整理することの意味は何なのでしょう。道路や河川だと特別会計があるから、同じような使い方がしたいということなのでしょう。今までの手数料とは違う性格を持ったものとして考えるという点については賛成であり、その場合に電波を公物として捉えるのが一番フィットする見方であるということについては、私も納得しているのですが、何故このような整理が出てくるのかという説明があれば、お願い致します。

(総務省) 電波利用料制度については、その性格や料額、使途について、全て電波法に詳細に規定されておりますので、電波利用料制度の見直しは、電波法の改正を伴います。その流れの中で、お金を徴収するという話ですので、手数料、共益費でないのであれば、どういう性格なのかを明らかにしなければいけないだろうということで議論をしているのが 1 点目でございます。より現実的な話といたしましては、ごく一部の無線局ではございますが、免許の背後にある担税力に着目して徴収する登録免許税制度というものがございます。従いまして、仮に免許に着目して徴収する場合、登録免許税制度との違い、制度的な位置付けを明らかにするという意味で、ここに書いているものでございます。

(構成員) 公物占有料ということであれば、占有者、つまり占有を許可された者から徴収することになります。一方では、免許不要局からも徴収するという可能性も含まれています。この点は、公物占有料としての理論的整理はどのようになっているのでしょうか。

(構成員) 公物占有料というのは、基本的に受益的行為を行政庁から行われて、その対価を支払うということについての共通の概念なわけですね。従来は、電波の利用は自由使用であり、お金を徴収されるのはおかしい、という議論が長らく支配的でした。ところが現実には、電波を利用することによってビジネスが成立しているのであって、その意味では電波の利用というのは免許の有無に関係なく利益を与える行為であり、利益を与える行為に対してお金を徴収するのは当然であるという理屈を作るために公物占有料という位置付けにしたのかなと思います。いかがでしょうか。

(構成員) 恐らくここは、電波の利用が公物の自由使用ではなく、特許使用であると明確に位置づけて、その対価として占有料を徴収するという理論構成にして、こういう費用を徴収する理論的根拠として持ってきたのかなと思いますが、これがどのようなインプリケーションを持つのかということ、詳細に検討する必要があるとの印象があります。

(総務省) 電波の割当には 2 段階あることをご理解いただきたいと思います。まず、ある帯域をどのシステムが使うのか、という割当があります。そのシステムへの割当によって、仮に 1

つの占有帯域になると、その他のシステムはその帯域を使用できなくなるという機能を有する第1段階です。それと、特定のシステムに分配された帯域を、さらに個人にどう分配していくかという部分、それを無線局の免許と呼んでおります。周波数の割当の段階で、特定のシステム全体に対して一種の使用許可をするという概念の構成も可能ではないかと整理したものです。

(構成員) 3 ページについて、デジタルディバイドの解消というのは、やはり一般財源で処置するのが原則であると思いますので、電波利用料に過度に依存する仕組みは好ましくないのではないかと思います。デジタルディバイドの解消を、量的な面も含めて、どの程度のものとして理解されているのでしょうか。

(構成員) 帯域占有型という議論につきまして、新たに出てきた概念と思いますが、質問があります。まず、この「帯域占有型(5GHz帯等)」というのは、どのような経緯でこういう整理になったのか、また、どこまで含んでいるのか。ここでは無線LANや小電力無線システムという形だけ言われておりますが、ETCや、将来的には電子タグ等はどうなるのか。今後この分野の発展が大いに考えられると思いますが、帯域占有型というのはどういう意味で、どこまで含まれるのかというのが第1点です。

(総務省) 今のご発言も含め、免許不要局からの電波利用料の徴収に反対する立場からは、想定されている免許不要局といっても、例えば2.4GHz帯のISMバンドであるとか、免許局に迷惑をかけていない小さな電波しか出していないのだから、保護もされないとか、そういったことを前提とした論理構成が多かったと思います。色々な種類がある免許不要局の中でもISMバンドや微弱無線局などに典型的に当てはまるご意見だと思います。他方、やはり議論がかみ合っていなかったと感じていましたが、徴収すべきであると主張される方は、それなりに一定の帯域幅を長期的に確保して逼迫要因になっている。例えば専用に割当てられているようなケースを想定して、一定の帯域の占有という経済的效果を受けているのではないかという意見がありました。

免許不要局であっても、ISMバンドの使用や、微弱無線局、もしくは既存の免許局の下で、アンダーレイ的に使って、免許局に対して迷惑をかけていない、また保護も受けていない中で利用しているものがあります。そういう帯域を占有しない非占有型のものと、一定の帯域が確保されて、小電力無線システム以外の、例えば免許局などの他の無線システムの利用を、免許ではなく、帯域の割当の段階で排除しているものがあります。免許不要局を帯域の占有の有無という形で整理すれば、利用料の聴衆の適否に関するお互いの意見もかみ合いますし、こう分類して国民の意見を聞いた方が、今後、コンセンサスも得られやすいのではないかとということで、主査とも相談して、こういう形で提案したものです。この点も含め、今回、ここでご議論していただければということで、提案させていただきました。

次に、徴収対象となる帯域占有型とはどういうものかですが、電波行政の実務をしていますが、4~6GHz帯というのは非常に使いやすい帯域なのですが、量に限りがあるわけです。携帯電話事業者の方々からは、ここを第4世代移動通信システムに使いたいですが、無線LAN事業者の方々にとりまして、自分たちも使いたい、それも、アンダーレイ的に小さくなって使うのではなく、そこをクリアバンドとして、屋外で高出力で、ぜひ自分たちに専用に使わせてもらえないか、という意見もあります。さらに、メーカーの方々からも、ハイビジョン級の映像を屋内で伝送できるような、品質が確保された形での周波数帯域を設定してほしいという声があります。そういう中で、たとえばメーカーの方々から情報家電専用帯域について、30MHz幅で足りるという意見に対して、200MHz幅欲しいというような声もあり、携帯電話事業者の方々とは現実に周波数割当に関して排他的に競合が起きている帯域が、主に5GHz帯にありますので、5GHz帯を例示したものです。料額はどのくらいになるのか、用途の規模はどのくらいになるのか、具体的なシステム名で議論するのではなくて、そのシステムが周波数の使い方として帯域占有型に当たるのか非占有型に当たるのかに着目して、整理する必要があると事務局では考えております。

(構成員) ありがとうございます。2点目の質問ですが、この考え方とIT投資減税との関係については、どのようにお考えでしょうか。

(総務省) 今回の電波利用料制度の見直しについての大きな考え方は、IT産業を発展させた

い、ワイヤレス産業を発展させたい、しかも世界最先端になりたいというものです。こういった認識の中で、電波利用料制度をどのように活用していけばいいか、それを本研究会でご議論いただいていると考えております。そういう意味では、IT投資減税についても、同じ目的、つまり共通の大きな目的の中で、それぞれ税という立場、電波利用料制度という立場で具体化を図っていると考えております。

(構成員) 意見を申し上げたいと思いますが、IT投資減税の中には、パソコンの付属設備として無線LANを使う場合には減税するという考え方が入っております。総務省が関与されているe-JAPAN戦略におきましても、今後のITの利活用の促進が重要であるということで、無線LAN、ITS、無線タグ等を育成、支援していくということを決定されているわけです。産業界においても、1円単位のコスト削減に努力しているわけでございます。あるいは、新技術をいかに活用するかということで、頑張っているところでございます。しかるに、こういう分野で一定の周波数帯域を占有するという理由で電波利用料を賦課するということは、e-JAPAN戦略の基本精神に反するのではないかと。逆に、一定の周波数帯域を確保して、IT利活用、ユビキタスネットワークの普及促進を図るということが最も重要ではないかと考えております。このことは、電波政策ビジョンにもございます。この分野から電波利用料を徴収するということになると、IT産業の発展に支障をきたすのではないかと考えております。免許局からだけ電波利用料を徴収するのは不公平ではないかという意見もありますが、電波を使用して事業を行っている免許人と、免許不要の小電力無線システムを利用する一般ユーザーを同じ場で議論するということ是不適当であると考えます。諸外国においても、免許不要局からは徴収しておりません。諸外国においても、免許不要局において自由な環境を通して、新しい産業の発展、技術の発展、さらには利活用分野の拡大発展を図るという基本方針を堅持しているのではないかと考えております。また、今まで国民の共有財産という位置付けだったものが、いつの間にか国のものになるということで、本当に理論整理できるのかという点を考えても、やはり免許不要局から電波利用料を徴収するのは適当ではないと考えます。さらには、使途についても、官民の役割分担を十分考えてやっていく必要があるのではないかと考えております。

(総務省) 1点だけご説明しますと、概要の中にも、21ページの(イ)に「今後、発展が期待される小電力無線システムから電波利用料を徴収することとすると、利用者の負担が増加し、その発展・普及の阻害要因となるおそれがあること」と記載しています。これは委員から事前にいただいた意見書を参考にしておりまして、趣旨はここに書いてあります。これは概要ですが、報告書本体に、今いただいたご意見の詳細を反映したいと思いますが、詳細な案文については、座長と相談いたしたいと思っております。

(構成員) 私からも1つ2つ申し上げたいと思っております。1つは免許不要局という概念について、やや食い違いがあるような気がします。いまおっしゃられた免許不要局というのは、保護を受けないものですが、概要の中で電波利用料を賦課する可能性を検討しているのは、システムとして帯域を占有している免許不要局ですから、免許局に準じた存在であるということも言えると思っております。一定の周波数を保証され、それによって経済的便益を受けるということだろうと。その区別を書いたつもりなのですが、もう少しはっきり分かるように、事務局とも相談したいと思っております。ただ、実際には何が帯域占有型に当たるのかということについては、先ほどの説明にもありましたとおり、詳細はこれから検討しなければいけないものもあると思っております。もう1つは、そういう分野について一切お金を取るべきではない、IT分野発展を阻害するというお話がありましたが、確かに趣旨は理解できる部分もあります。しかし、これからのユビキタス社会では、大規模な事業者が免許を受けてサービスを提供するというだけでなく、ユビキタスネットワークを含めた帯域占有型の無線の利用が、場合によっては周波数全体のうち下位の部分、要するに既存の携帯電話のようなシステムと競争するという状況は、十分に予想されるわけです。この場合においては、携帯電話等との均衡も、当然考える必要があるだろうと思っております。

(構成員) この概要の中でもIT産業の衰退を招く懸念が書かれているぐらいですから、どちらの方向に行くのか、例えば減税でIT産業を促進しようと言っている一方で、違う方針が入るのはいかながなものかと。

(構成員) 帯域占有型の免許不要局は、既存の利用者が使っているところに割り込んでいって、そこで新しいビジネスを行うというシステムです。その場合に、全くお金を負担しないで、国

費で周波数割当をしるというのは、やはり虫のいい話で、そこで経済的活動を行って、収益を上げるわけですから、インセンティブを削がない程度に、一定の負担をするというのは当然であると考えております。

(構成員) 最近問題になっておりますのは、都市部を中心に、地下等の電波の届かない場所において、免許を受けていない違法な中継器が多数設置され、これが周囲に不要な電波を発射するため、携帯電話の通信に大変な支障をきたしているということがございます。これについては、電波を監理している機関に、厳正に取り締まっていただきたいということでお願いをし、その効果も表れているところであります。お客様に良好な携帯電話サービスを提供するために、事業者自らの防衛には限界があることから、専門の機関にしっかりとした監理をしていただくということが必要となります。それにはコストがかかるわけです。帯域占有型の免許不要局のシステムについても同様なケースがあった場合に、安心してサービス提供できる環境をつくるためのコストが必要となると思いますが、それを免許局が負担するというのは公平ではないと考えます。この観点からも、免許不要局にも負担していただくべきではないかと申し上げたいと思います。

(構成員) 18 ページに小電力無線システムの例として挙げられている無線 LAN、PHS、電子タグ、ETC が、それぞれ帯域占有型と非占有型のどちらに分類されるのか教えていただきたいと思います。もう一つ、この4つが電波の逼迫状況を深刻化させているのかどうか、そのあたりをどう理解されているのか、お教え願います。

(総務省) 帯域占有型、非占有型については、例えば無線 LAN ですと、11b は 2.4 GHz 帯の ISM 帯域を使っているなど、帯域非占有型になります。PHS については、親局の下で子局が同じ周波数を使い、親局が PHS 全体の帯域を占有している実態があります。親局から徴収するので、子局、端末について帯域非占有か否かは概念上の整理になります。ETC についても、PHS と同様です。親局といいますか、基地局が免許を受けております。端末は免許不要ですが、免許局の下で子局が使用しているので、概念上の整理に過ぎません。また、現在の電子タグのシステムはいずれも ISM 帯域なり、微弱無線局と位置付けられており、帯域非占有型になりますし、タグは無線局ではありません。

(構成員) 帯域占有型であっても、逼迫させているかどうかという点について、全部逼迫させているということでしょうか。

(総務省) 先ほど申し上げましたとおり、免許不要局が使用している全帯域幅 9,500 MHz 幅と申しましても、6 GHz より高い周波数帯が存在しています。現実に、4 GHz 帯とか、5 GHz 帯というような帯域において、携帯電話システムなども含めて、情報家電の専用帯域の設定と競合しているということは、逼迫につながっていると理解しております。

(構成員) ありがとうございます。もう一つ、これは意見なのですが、新産業創造戦略というのが5月の経済財政諮問会議に出ていて、この中で国として今後重点的に考える分野として、情報家電が挙げられていると思います。情報家電については、今ブームになっていて、日本経済の景気を支えていると思いますから、21 ページのイ)にあるような点は非常に重要であって、日本経済の今後を考えると、それに水を差すことは好ましくないと思っております。私は原則非徴収でいくべきであると思っております。もう一つは、逼迫はどの程度深刻なのか、まだ分からない点もありますので将来的に情報家電が大きくなって、逼迫がどうしようもないところになった段階で、もう一度議論した方がいいのではないかと思います。

(構成員) 要するに逼迫という話は、基本的にその分野がどの程度ブレイクするかという話で、ビジネスになってどんどん増えていけば、他の周波数帯域の利用を押し退けるわけです。ただ、最初は一切徴収しないということになると、いつまでたっても取り得ないというのが、今の免許不要局なわけですから、おっしゃる話は確かに分かりますが、例えば、取るという場合であっても、立ち上がりのところは減免する、そういう話に収斂すると思っております。免許不要局の話ばかり話していますけれども、できれば第2節の国、地方公共団体の扱いについてもどなたかございませんでしょうか。

(構成員) 今度の報告書というか、最初からの基本的な流れといいますか、考え方は電波公共空間のただ乗りを排除していく。それは「経済価値への着目」というような言葉もありますが、法律の観点から言えば、公共性という概念、公共性のブラックボックス性というのがありまして、決断者が大きな裁量でもってそこを決めていくという、これをブラックボックスと仮に呼ぶとすると、公共性のブラックボックス性をできるだけ排除していく、明らかにしていく、こ

ういう狙いというのが大きな筋として電波行政、電波政策についてもあるという思想で整理すべきものだと思います。ここはある意味の価値判断ですけれども、無免許という行政のいわば外にあるような世界でも、ただ乗りがあるとすれば、そこはフォローしていくという方向に行くべきものであると思います。ところが、技術基準適合証明というのが無免許局にもあって、フォローもできるようになっているようです。技術基準適合証明というのは、あくまで技術の証明だから話は違うので、無免許の中でも、全くの自由使用のようなものと、準占用、それから本当の占用、つまり免許したものと同等、こうあるというふうに見えます。それが20ページのア)とイ)に示されているという気がいたします。では、そのこのところをどうやって切るのか、切る基準は何かということについて、やはり道具を持つ必要があります。私は何か歯止めが要るなと思っております。そこを法律で書くということももちろんあるのですが、やはり法律に書くだけでは限界があるように思えます。そうすると、周波数割当計画という法定計画があるのだから、それを活用して、いわゆる無免許のものでもA型とI型というものを実態に応じて切り分けていって、Aは対象としていくという、そういう構成をとる。つまり、コントロール手段を計画に求める。もちろん計画の合理性ということは別途必要ではありますが、そういう戦略でもって解決するものではないかと考えております。それから、新しく導入された使用料としての電波利用料をどんなものに充てていくかということについては、特定財源の部分と微妙に関わると私は思っております。これは道路特定財源のことでよく議論されますが、市場原理のある意味では導入しています。つまり受益があるから納める、納めれば、それに対応する仕事ができるというので、そこは市場原理なのです。でも枠組は市場じゃないので、枠づけられた市場原理にとどまる。そうすると、結局その枠というのは、誰がどのような手法でコントロールするかということが、また重要になってきて、道路特定財源の場合で言えば、それは法律だと言うのですが、電波の場合もそこまで詳しく全部法定するのでしょうか。もしそこが無理なら、基本は法律にしても周波数割当計画などを弾力的に動かすという手法でもって、その部分を合理化していくという手続論的な合理化が考えられるのではないかと考えています。以上が基本の考えですが、最後にお尋ねがあった国、地方公共団体の公益性の問題について、私は基本的には経済的価値に対応できない公共性というのが常にあると思っています。しかし、今まで針が公共性のブラックボックスの方へ傾いていて、針を揺戻す必要がある。つまり、うかつに公共性を言うのではなくて、受益又はお金との関係で、そこを判断するという方向へ針を揺り動かすという方向は正しいと思っています。ただ、その結果、全部市場原理になってしまい、伝統的な公益性という概念がほとんど消えてしまうということであれば、これはやり過ぎだなという気がしております。

以上申し上げた点は、この報告書を読むとすべて両論併記にしているので、この線を出しておるなら何の問題もないわけですが、私としてはそんなふうに考えています。

(構成員) ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

(構成員) 国、地方公共団体の取扱を考える場合に、冒頭出た電波利用料の公物占用料としての位置付けが、ここで一つインプリケーションが出てくるのかなと思ひまして、他の道路や河川等の公物占用料における国や地方公共団体の取扱が、やはり同じ公物占用料制度の整合性という観点から当然参照されるべきだろうと思います。そしてもし異なる取扱いをするのであれば、ほかの公物占用料とどこがどう違うのかという立法事実を明らかにする必要があるだろうと思います。

(構成員) 他には。

(構成員) 両論併記という形でこれが整理をされておることから関連しますと、私どもメーカーの立場からすれば、パブコメのときにしっかりと意見を言うということで、今日はその意見というよりは、むしろ手続的な面で、最後に「本研究会での複数の見解を広く一般の公表し、頂いたご意見を参考にしつつ、改めて意見集約を図る」、これはどういう形でやっていくかというイメージの問題でございます。こういう両論併記は電波不要局の問題と、それから国、地方公共団体という形であるわけですが、こういう言い方は誤解をされるかもしれませんが、国、地方公共団体の場合は、お金の色々な出入りという形に関する政策的な判断という感じになりますけれども、免許不要局の場合は、結構産業振興の問題から、技術的な方法の問題とか、それから将来も色々な技術の動向という形の問題と、例えば、機器の形態の変化とか、かなり複雑な要素を待っている世界だというふうに思います。したがって、たまたま今日ご出

席されなかった委員の意見などを見ますと、我々も誤解している面もあるけれども、違う意味で誤解をしている面もあるのではないかと。あるいは、もう少し単純でなくて、色々な要素をもっと真剣に誤解を解いていかなければならないという面も必要ではないかと思いはじめました。そういう意味でこれから手続的にどういう形で集約をしていくか、その過程の中で、こういう多面的な見方というものをお互いどう誤解を解いて、集約をしていくかということについて何か少し工夫が要るのではないかなという感じもしますが、いかがでしょうか。

(構成員)色々議論していきまして、どうしても利害関係に基づく議論が進むわけです。パブリックコメントを募集しても、過去の研究会でも、ほとんど利害関係者が出してくる。先ほど言われた日本の産業振興を長期的に見てどうなのかということから、やはり技術系の人、経済学者の方、そういう中立的な立場での意見をできるだけ多く集めたいと思います。今、産業振興と言われたのはまさにそうだと思います。これは2013年には92兆円という数字が出ています。今小さく負担して大きく伸ばすのかどうか、IT投資減税という話もありましたが、これは独立した話として考えて、長期的な産業振興、日本の将来、これを考えていきたいと思うので、できるだけ広く中立的な学者、大学の先生以外でも色々な人の意見を集めていくことが非常に大事だろうと思います。その後どういうふうこれをまとめるかということになりますけれども、それはまたよく議論してということで、次回までに考えたいと思います。

(構成員)私はとりあえず大きな制度の変更というか、物の考え方の変更をしておきたいと思っています。そのことと産業振興策というのはまた別で、今までは取らないできたものであるけれども、基本的な考え方としては取る方向でいく。それは資源をみんなが有効に使うために考えましょうという考え方だと思います。しかし、その制度の上に乗っかって、経済が活性化することはどうしても必要で、そういう枠組ができたところで政策的配慮として0税率になるとか、あるいは特定のものについて何かを考えるという枠組で議論するなら理解できます。しかし、そうでなくて、最初の出発点のところ、大きく方針を変えること、それ自体が問題とする議論については、考え方として同調できません。こんなに電波が多面的に使われるようになり、深刻な問題も起こってきて、例えば幾つかの地域では通常の携帯電話を使えない状態がいっぱい起きていたりして、そして今までは免許が要らないというような環境から、そういう状態の中で、全体で有効に電波を利用し合うにはどうしたらいいかということだから、地方自治体についても、消防署についても、1つ1つ電波を使うというのはとてもコストがかかることであるという認識の上に立った制度を作ってほしいと思っています。しかし、そのことに関する政策的配慮と、今の時点での政策的配慮ということは違って、「大きな制度の枠組は変えます。だけど、今の時点でどういうふう配慮するかということについては、また別の問題です」というふうに、段階を踏むべきではないかと思っています。

(構成員)私もやや似たような意見を持っておりまして、日本の電波政策は、恐らく一つの曲がり角に差しかかっている。現在のところ、携帯電話がこれだけ進歩、普及してきたわけですから、今後、電波を使った産業というものが、70兆円、90兆円と増えていくだろうということを考えるに当たって、既存のシステムを、そのまま精緻化して行って、それをやっていくということは、恐らく限界に来ているだろうという意見が、研究会の中で出ていると思います。実際にそれで方向転換をして、具体的にどういうふうにするかということまでは、ここでは詰めていないといけません。そういう方向転換をすべきではないというご意見が一部にあるのかもしれませんが、それはやはり、この電波というものが今日、国民経済的に重要なインフラとなりつつあるときに、既存のシステムだけだと、恐らく、場合によっては方向を間違えるんじゃないか。その意味で、この報告書の内容について、パブリックコメントで色々な意見が出てくるだろうと思いますけれども、業界の方々の意見の中でも、現実にこれから電波を利用することについての建設的な意見があれば、色々なご意見もあると思います。

(構成員)私どもも多くのワイヤレス機器を使っています、今後電波利用料の対象になりますが、利害関係はなしにということで、一つだけ意見を述べさせていただきます。電波行政のために利用料を支払うというか、そういう制度を設けることに対して反対はしません。1つは小電力、免許不要の中で、少し意見を言わせていただきます。それは徴収の仕方についてなのですが、通常、免許不要局というのが、当然、会社内とか家庭内とか閉じた世界でございますので、一定の考え方で徴収するというのは、利にかなっているかなと思いますが、無線LANを使った事業が出てきますと、それ自体が閉じた世界として使っている利用者とは相入れない

部分があるということで、その徴収の仕方については、十分議論・検討が要るのではないかなと思います。ここで3つ案がありまして、「など」と書いてはいますけれども、ここは何か十分なコメントが必要かなというような気がいたします。

(総務省)一言だけご説明をしたいと思います。20ページから21ページには、a、b、cという形になっておりますけれども、実はbの基準認証の実施者に課金する方式、例として迅速な電波再配分のための立退料の負担方式と書いております。この迅速な電波再配分のために立退料を支払ったときに、それを負担させる方法としては、法律で制定された形の中では、無線LAN事業などの電気通信事業型のもの、電気通信事業者が介在しない情報家電型のものに分けて制度化を図りましょう。電気通信事業者が免許不要局の世界を完全にコントロールしているような場合には、電気通信事業者に負担を求めるという形にしておりますし、それ以外の場合には、基準認証の実施者になっているということでございますので、必ずしも物に着目しただけではなくて、事業性に着目した課金システムも立退料の世界では制度化されておりますし、それも含めた形で様々な徴収方法があるということでございます。

(構成員)よろしいでしょうか。他にご意見等は。ありがとうございます。本日の議論は以上とさせていただきます。いろいろご意見がございましたけれども、それについては両論併記なので、それらのご意見は色々な形で報告書案の中に取り込むことはできると思います。その意味で、ご意見を参考にして適宜原案を修正して、今月22日ごろをめぐりに公表することにしたいと思います。そして概ね1か月間パブリックコメントを募集して本年の秋ごろをめぐりに最終報告書を取りまとめるべく我々も努力してまいりたいと思います。なお、報告書案の修正につきましては、私にご一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり。)ありがとうございます。なお、今、様々なご意見がありましたように、電波利用制度の見直しについては、電波利用者をはじめ多くの関係者がいますので、恐らく、パブリックコメント募集時に多くの意見が出ると思います。パブリックコメント終了後に、もう一度電波利用料部会において、結果を踏まえて検討していただきまして、最終報告書案を作成いただきたいと思いますと考えております。その上で9月中旬以降に開催予定の本研究会第15回会合でいま一度ご議論いただき、最終報告書として公表したいと思いますので、皆様ご協力をお願いします。それでは本日の研究会は終了いたします。どうもありがとうございました。

6 その他

次回電波有効利用政策研究会は、9月24日(金)開催予定。